



5 肢体不自由について

肢体不自由とは、四肢(上肢・下肢)、体幹(腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分)が病気や怪我で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難がともなう状態をいいます。原因としては、先天性のもの、事故による手足の損傷、あるいは脳や脊髄等の神経に損傷を受けてなるもの、関節等の変形からなるものなどがあります。

一口に肢体不自由といっても、障がいの部位や程度によってかなり個人差があります。たとえば、右足だけに障がいがある場合、左半身に障がいがある場合、あるいは全身の運動動作が不自由という場合もあります。また障がいの程度も、日常生活動作にさほど困難を感じさせない程度から、立ったり歩いたりなどの動作に支障があるため杖や車いすや義足などを必要とする程度、日常動作の多くに介助を要する程度などさまざまです。

また、ケガや病気で脳に損傷を受けた場合は、言語障がい(6ページ)や高次脳機能障がい(16ページ)を併せもつこともあります。

じ

事例10 地域の中で

私は車いすを使用しています。自分の好きな時間に好きな場所に出かけたいと思いますが、段差の多い場所や狭い歩道での車いすでの移動や公共交通機関の利用を考えると、ためらってしまいます。

こんな配慮をお願いします

車いす利用者にとっては、狭い歩道やちょっとした段差が、自由な移動を妨げる大きな障害物となっています。

また、ノンステップのバス・電車も増えてはきましたが、まだ十分とは言えず、好きな時間に利用できるわけではありません。ノンステップのものでなくても、周囲の手助けがあれば利用が可能な場合もありますが、自分から手助けを頼むことができません。バス停や電停で長い時間待たざるをえないこともあります。

地域の中や公共交通機関を利用する際に本人が困っている様子がみられたら、「お

困りですか」、「お手伝いしましょうか」と積極的に声かけをするようにしましょう。その上で、本人からの求めに応じて必要な援助をするようにしましょう。

